

社会体育施設等の使用料・減免制度が変わります。

市民の皆さん全体の公平性を保つ観点から、下記施設の使用料と減免制度を見直します。

①使用料：令和3年4月1日から適用

社会体育施設に市外居住者に対する割増料金を新たに設定します。

(税込み)

施設名		市内居住者		市外居住者		市内居住者		市外居住者	
		午前(8:00~12:00)		午前(8:00~12:00)		夜間(18:00~22:00)		夜間(18:00~22:00)	
		午後(13:00~17:00)		午後(13:00~17:00)					
		施設	照明	施設	照明	施設	照明	施設	照明
学文路 スポーツセンター	体育館	1,040	520	1,560	780	1,040	520	1,560	780
	テニスコート	1,140		1,710		2,290		3,435	
	グラウンド	1,040		1,560		6,280		9,420	
東家体育館		1,040	520	1,560	780	1,040	520	1,560	780
伏原(東部)体育館		1,040	520	1,560	780	1,040	520	1,560	780
学文路東体育館		1,040	520	1,560	780	1,040	520	1,560	780
勤労者体育センター		1,040	520	1,560	780	1,040	520	1,560	780
伏原テニスコート		1,040		1,560		2,090		3,135	

施設名		市内居住者		市外居住者		市内居住者		市外居住者	
		午前(8:00~12:00)		午前(8:00~12:00)		夜間(17:00~22:00)		夜間(17:00~22:00)	
		施設	照明	施設	照明	施設	照明	施設	照明
住吉運動公園	多目的グラウンド	620		930		貸出しなし		貸出しなし	
	テニスコート	1,140		1,710		2,290		3,435	

ただし、お住まいが河内長野市、五條市の方は、河内長野市・橋本市・五條市広域連携協議会の取り決めにより、使用料は市内居住者の料金となります。

また、お住まいを確認するため、住所のわかるもの(免許証等)を提示していただくことがあります。

②減免制度：令和3年10月1日から適用

利用料の減免については施設を「利用する人」と「しない人」との負担の公平性が求められています。このため、利用内容の公益性の度合いによる統一的な減免基準を新たに定め、減免の適用について判断することとしました。

減免基準	社会体育施設等	
	体育館 グラウンド	テニスコート
市が主催し、又は共催する事業に利用する場合(庁内会議で使用する時を除く)	免除	免除
地域に便益が還元され、使用料負担を市民全体に求めるべき特別の事情が認められる活動及び当該活動に関連があると市長が判断した活動に利用する場合	免除	免除
身体障害者、療育、精神障害者保健福祉各手帳の交付を受けた者(障がい者)が利用する場合若しくは障がい者及びその介護者が利用する場合又はこれらの者で構成する団体が障がい者支援のため利用する場合	免除	免除
市内の小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設、高校が授業、保育等の一環として行う活動に利用する場合(顧問等の引率があるものに限る)	免除	50%減額
主に市内在住の中学生以下の者で構成する団体がその活動する場合(指導者等の引率があるものに限る)	免除	50%減額

問い合わせ

橋本市 教育委員会 生涯学習課 スポーツ係 0736-33-3704
公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社 0736-33-2317